

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 1 号	令和 4 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率について	1
報告第 1 2 号	令和 4 年度御殿場市特別会計資金不足比率について	5
報告第 1 3 号	御殿場総合サービス株式会社の経営状況について	9 資料 1 5
報告第 1 4 号	専決処分の報告について (御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立て について)	1 0
報告第 1 5 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 1
報告第 1 6 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 2
報告第 1 7 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 3
報告第 1 8 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 4

報告第11号

令和4年度御殿場市一般会計等健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度御殿場市一般会計等健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 4 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和 4 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	1 2 . 5 6	2 0 . 0 0
② 連結実質赤字比率	—	1 7 . 5 6	3 0 . 0 0
③ 実質公債費比率	1 0 . 4	2 5 . 0	3 5 . 0
④ 将来負担比率	1 7 . 6	3 5 0 . 0	/

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示。



05御監第161号
令和5年8月21日

御殿場市長 勝又正美様

御殿場市監査委員 榊原敏彦
御殿場市監査委員 勝間田博文



令和4年度御殿場市一般会計等健全化 判断比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度 御殿場市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和4年度 御殿場市一般会計等健全化判断比率
(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月13日から8月18日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が正確に算出されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)
				令和3年度
① 実質赤字比率	—	12.56	20.00	—
② 連結実質赤字比率	—	17.56	30.00	—
③ 実質公債費比率	10.4	25.0	35.0	10.0
④ 将来負担比率	17.6	350.0	—	30.2

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費率又は将来負担比率が算定されない場合には、「—」で表示。

第5 総括意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全ての比率が早期健全化基準を下回っており、引き続き健全な財政運営及び経営に努められるよう要望する。

報告第12号

令和4年度御殿場市特別会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度御殿場市特別会計資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和4年度御殿場市特別会計資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
公設浄化槽事業特別会計	—	20.0
上水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	20.0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。



05御監第162号
令和5年8月21日

御殿場市長 勝又正美様

御殿場市監査委員 榊原敏彦

御殿場市監査委員 勝間田博文



令和4年度御殿場市公営企業会計の 資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度御殿場市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度 御殿場市公営企業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年6月22日から8月18日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	令 和 4 年 度	経 営 健 全 化 基 準	(参考)
			令 和 3 年 度
公設浄化槽事業特別会計	—	20.0	—
上水道事業会計	—	20.0	—
工業用水道事業会計	—	20.0	—
簡易水道事業会計	—	20.0	—
公共下水道事業会計	—	20.0	—
農業集落排水事業会計	—	20.0	—

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

第5 総括意見

上記各会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。

報告第13号

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について、別冊のとおり関係書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に提出する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第12号

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月22日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定により、次のとおり和解の申立てを行う。

1 相手方

2 和解事項

- (1) 相手方は、上記住宅の滞納家賃を本件和解金として支払う義務があることを認め、分割して支払う。
- (2) 相手方は、上記住宅の家賃を毎月支払う義務があることを認め、当月分の家賃を同月末日限り支払う。

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第11号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第3項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月21日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和5年5月8日、南ふれあい自然公園に隣接している市内新橋964番地の56地先の敷地内において、公園内のクヌギの枝が落下し、駐車車両を損傷させた事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 207,249円

2 損害賠償の相手方

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第13号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第3項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月30日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和5年5月8日、南ふれあい自然公園に隣接している市内新橋964番地の56地先の敷地内において、公園内のクヌギの枝が落下し、駐車車両を損傷させた事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 975,390円

2 損害賠償の相手方

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第15号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第3項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和5年5月16日、市内萩原88番地の2付近の市道1185号線において、走行中に車両下部を損傷した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 161,590円

2 損害賠償の相手方

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月6日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第16号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第4項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和5年6月7日、市役所原里支所敷地内において、公用車を発進したところ、左隣に駐車中の軽トラックに衝突し、損傷させた事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 42,977円

2 損害賠償の相手方

